

受検申請にあたり注意が必要な作業がありますので、申請書入手前に必ず本資料をご確認ください。

作業ごとの注意事項

注1 安全衛生法関係法令等に基づく就業制限を伴う作業及び特別教育を要する作業(実技試験)

ア 以下の職種(作業)は労働安全衛生法第61条第1項に基づく資格証等を試験当日に携帯していなければ、原則として試験を受検することができません。

▼ガス溶接作業主任者免許証又はガス溶接技能講習修了証その他資格を証する書面の携帯が必要な作業

・鉄工(製缶作業)1級のみ	・工場板金(打出し板金作業)
・鉄工(構造物鉄工作業)	・電気機器組立て(変圧器組立て作業)
・工場板金(曲げ板金作業)※3級を除く	・建設機械整備(建設機械整備作業)

▼ダイカスト金型の取付け等の作業に関し、玉掛け作業技能講習等、資格を証する書面の携帯が必要な作業

・ダイカスト(コールドチャンバダイカスト作業)1級のみ
※試験会場で使用する玉掛けの荷重が1t未満の場合は、次項イに示す特別教育の修了でも可

イ 以下の職種(作業)は労働安全衛生法第59条第3項に基づく安全又は衛生のための特別の教育を修了した証明書等の原本又は写しを試験当日に提示するか又は特別教育と同等の知識及び技能を有していることを別途指定する様式(試験会場にあります。)により申告してください。

職種(作業)	特別教育の種類
・金属プレス加工(金属プレス作業)	動力プレス機械の金型取付け等
・鉄工(製缶作業、構造物鉄工作業)	アーク溶接
・切削工具研削(工作機械用切削工具研削作業)	研削といしの取替え
・ダイカスト(コールドチャンバダイカスト作業)※1級のみ	クレーン運転
・内装仕上げ施工(鋼製下地工事作業)	研削といし(高速といし)の取替え等
・とび(とび作業)※3級のみ	足場の組立て等

注2 設備等の都合による受検申請の制限(実技試験)

以下の作業は、設備等の都合により定員がありますので、申請前に必ず実技試験委託団体に直接電話し、受検の可否を確認してください。受検を希望される方は、早めに連絡をお願いします。

【実技試験委託団体(予定)問合せ先】

作業名	団体名	電話番号
室内園芸装飾作業	愛知インドアグリーン協会	052-411-7821
ダクト板金作業	中部ダクト工業協同組合	070-1657-9353
オフセット印刷作業	愛知県印刷工業組合	052-962-5771
ウレタンゴム系塗膜防水工事作業	愛知県防水工事業協会	052-501-1401
アクリルゴム系塗膜防水工事作業		
改質アスファルトシート 常温粘着工法防水工事作業		
FRP防水工事作業		
シーリング防水工事作業	中部シーリング工事業協同組合	052-201-7086
鋼製下地工事作業	(一社)全国建設室内工事業協会 中部支部	052-242-6780
ボード仕上げ工事作業		
保温保冷工事作業	東海北陸保温保冷工業協会	052-201-2864
貴金属装身具製作作業	愛知県貴金属工芸品商工(協)	0563-57-1907

注3 受検者所属事業所等の協力により実技試験を実施する作業

(個人での申請はできません)

次の作業は、原則として受検者の所属事業所等にご協力をいただいて実技試験を実施します。
この場合、以下の条件を満たすことが必要です。(ご協力いただけない場合は、実技試験を受検することができません。)

- ①受検者の所属する事業所等から実技試験の実施のために必要な設備・機材、役務等のご提供が得られること
- ②受検者の所属する事業所等から技能検定委員等の協力が得られること

【受検者所属事業所等を利用して行う実技試験(等級の記載がないものは、すべての等級)】

・ 鋳鉄鋳物鋳造作業	・ 曲げ板金作業
・ 焼結作業	・ 打出し板金作業
・ 普通旋盤作業【※1】	・ 治工具仕上げ作業【※1】
・ 数値制御旋盤作業【※2】	・ 金型仕上げ作業【※1】
・ フライス盤作業【※1】	・ 機械組立仕上げ作業【※1】
・ 数値制御フライス盤作業【※2】	・ 工作機械用切削工具研削作業【※2】
・ 平面研削盤作業【※2】	・ コールドチャンバダイカスト作業
・ 円筒研削盤作業【※2】	・ 変圧器組立て作業
・ ホブ盤作業【※2】	・ 内部ぎ装作業
・ 精密器具製作【※2】	・ 配管ぎ装作業
・ 数値制御形彫り放電加工作業【※2】	・ 電気ぎ装作業
・ ワイヤ放電加工作業【※2】	・ 家具手加工作業
・ レーザー加工作業【※2】	・ 木製建具手加工作業

※上記作業の内、普通旋盤作業始め15作業(※1、※2)は、相互の複数作業を並行して実施可能ですが「※1の5作業」は、原則として1日1会場あたり、自社・他社あわせて受検者数の合計が3名以上で実施可能、「※2の10作業」は、1名でも実施可能とします。(※1の作業で受検者が3名集まらない場合は、当協会技能検定課までご相談ください。)

また上記以外の作業についても、受検申請者数により受検者の所属する事業所等に上記①、②の協力をお願いする場合があります。

注2 **注3** 以外の職種(作業)についても、試験場の設備、受検者数等の状況により、以下の対応を行う場合がありますので予めご了承ください。

- ①受付期間中に申込みを締切る
 - ②受付期間終了後の抽選
 - ③試験の中止
- ②の場合は、原則として愛知県内に在住又は在勤の方を優先しますのでご了承ください。
- ①～③の理由により試験が受検できなくなった場合は、受領した受検手数料はお返します。

本受検案内に変更、追加等があった場合は、当協会ホームページに
随時掲載しますので、最新の情報を確認のうえ受検申請をしてください。
URL:<https://www.avada.or.jp/information/detail.html?id=655>



令和 8 年度（前期）技能検定 受検申請書等の入手方法について

受検案内・受検申請書等の入手方法

●配布場所

※下記の受検申請書配付場所については、原則、土日祝日は休みです。

ただし、愛知県民相談・情報センターは土日も行っています。（開設時間は午前9時から午後4時30分まで）

愛知県民相談・情報センター
〒460-0001 名古屋市中区三の丸二丁目3-2
愛知県自治センター1階 ☎052-962-5100

海部県民事務所広報コーナー
〒496-8531 津島市西柳原町1-14
海部総合庁舎1階 ☎0567-24-2112

知多県民事務所広報コーナー
〒475-8501 半田市出口町1-36
知多総合庁舎1階 ☎0569-21-8111

西三河県民事務所広報コーナー
〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4
西三河総合庁舎1階 ☎0564-27-0800

東三河総局広報コーナー
〒440-8515 豊橋市八町通5-4 東三河県庁
(東三河総合庁舎) 1階 ☎0532-52-7337

新城設楽振興事務所広報コーナー
〒441-1365 新城市字石名号20-1
新城設楽総合庁舎1階 ☎0536-23-8700

愛知県労働局産業人材育成課
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県庁本庁舎2階南東側 ☎052-954-6375

愛知県職業能力開発協会 技能検定課(定期試験G)
〒052-524-2034 名古屋市中区浅間二丁目3番14号
愛知県職業訓練会館2階 ☎052-524-2034

●送付による入手

「技能検定申請書送付依頼書」(P4)を当協会あてに、メールまたはFAXで送信ください。

宅急便（着払い）での対応のみとさせていただきます。

【受検申請書の送付依頼対応が可能な期間】

令和8年3月2日(月)～4月8日(水)送付依頼書必着！

上記期間後(4/10(金)～4/17(金))は、受検申請受付の締切間際のため、受検申請書の送付依頼対応はできません。郵便事情を考慮しご依頼ください。

送付依頼書を郵送してから5日以上たっても受検申請書が届かない場合は、必ず当協会へご連絡ください。

問合せ窓口

愛知県職業能力開発協会 技能検定課(定期試験・技能五輪G)

〒451-0035 名古屋市中区浅間二丁目3番14号
愛知県職業訓練会館2階

TEL:052-524-2034 FAX:052-325-5788 メール:kentei@avada.or.jp

業務時間：平日のみ 8:45～17:30 ※土日祝日はお休み

技能検定受検申請書送付依頼書

※受検申請書の送付依頼対応が可能な期間：**3月2日(月)～4月8日(水)送付依頼書必着**

(詳細は「受検申請書の入手方法について」をご覧ください。)

① 受検申請にあたり注意が必要な作業がありますので、申請前に必ず本資料1、2ページをご確認ください。ご確認くださいましたら口に✓をお願いします。

- 注3「設備等の都合による受検申請の制限」を確認しました。
- 注4「受検者所属事業所等の協力により実技試験を実施する作業」を確認しました。
- 当協会ホームページに掲載の最新情報（「令和8年度(前期)技能検定試験の実施に関する追加・変更情報について」）を確認しました。
- 上記注意事項を確認し、依頼します。

② 氏名、送付先住所、連絡先を記入して下さい。

依頼者氏名	
送付先住所	〒 - ※会社宛の場合は必ず会社名、所属部署名まで記入して下さい。 ※日中受け取れる住所を記入して下さい。
連絡先	- - ※日中連絡の取れる電話番号（携帯など）を記入して下さい。

③ 受検申請書の送付希望部数を級別に記入して下さい。

特級	1級	2級	3級	単一等級	五輪
部	部	部	部	部	部

※この依頼書1枚につき、受検案内が1部付きます。

④ 受検作業名（受検案内P7～11参照）と受検区分ごとの人数を記入して下さい。

受検作業名 (職種名ではなく作業名を記入して下さい)	受検区分			
	実技・学科 両方受検	実技のみ 受検	学科のみ 受検	実技・学科 両方免除
(記入例) 時計修理 作業	1名	1名	1名	名
	名	名	名	名
	名	名	名	名
	名	名	名	名

⑤ 申請書の取り寄せ依頼方法

・下記の依頼先にメール又はFAXで依頼書を送信してください。

※依頼書受領後、佐川急便の着払い（送料910円～）にて当協会より申請書を発送します。

【送信先】

愛知県職業能力開発協会 技能検定課(定期試験・技能五輪G) 宛

メール：kentei@avada.or.jp FAX：052-325-5788